

(資料2)

指定製品の製造業者等の判断の基準となるべき事項について

平成27年3月24日付け20150324製第2号、20150324製第3号、20150324製第4号及び20150324製第5号にて、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(以下「法」という。)を施行するため、意見を聴かれた指定製品の製造業者等の判断の基準となるべき事項(以下単に「判断の基準」という。)に係る告示案については、現在においては妥当なものと考えており、異存はない。

フロン類の使用製品について、最終的には法の指定要件を満たす製品区分のすべてについて判断の基準を定めることを方針とし、各製品区分におけるフロン類の使用量や排出量、フロン類使用製品におけるフロン類代替物質の開発状況やフロン類代替物質に対応した製品の技術開発状況、代替技術の安全性、経済性(価格や供給安定性のみならず、漏えい防止による経済的便益、回収並びに再生及び破壊に要する費用等を総合的に勘案したものをいう。)、省エネルギー性能等を備えた冷媒や製品の商品化見通しを踏まえて判断の基準を定められたい。

特にコンデンシングユニット及び定置式冷凍冷蔵ユニットの目標値については、高温用ではR407C、中温及び低温用のうち新築店舗、改築店舗向けにCO₂、中温及び低温用のうち既存店舗向けにR410Aを導入することを想定し、それぞれの出荷台数で加重平均をとった値として、1500を目標値として設定されているが、この目標値は、現時点でCO₂の導入が可能と考えられる分野に対して、すべてCO₂を導入することを意味すると理解している。今後、各温度帯・用途において、技術開発・商品化の進展状況や国内外の規制動向その他判断の基準に影響を与えるような事情の変更があった場合、審議会等において判断の基準の見直しを検討し、必要に応じて判断の基準の見直しを行われたい。

また、ノンフロン・低GWP化を達成した製品群については、その状態を維持するものとされており、他の製品群と同様に、各製品区分におけるフロン類の使用量や排出量、技術開発・商品化の進展状況や国内外の規制動向その他判断の基準に影響を与えるような事情の変更があった場合、審議会等において判断の基準の見直しを検討し、必要に応じて判断の基準の見直しを行われたい。